

## メールセキュリティon-Demandサービス利用規約

SaaSサービスの申込みが行える法人向けオンラインショップ「オープンクラウドマーケットプレイス」（以下「本件サイト」といいます。）に関する利用規約（以下「原規約」といいます。）に基づくサービス利用規約として、お客様（以下「甲」といいます。）と株式会社日立システムズ（以下「乙」といいます。）は、この規約を締結します。

この規約は、乙がメッセージラボジャパン株式会社（以下「丙」といいます。）から供給を受け、乙が甲に対して提供するEメールに関するセキュリティサービスである「メールセキュリティon-Demand」（以下「サービス」といいます。）を対象とします。

この規約は、本件サイトの「約款確認」画面において、甲が「同意する」と表示されたボタンをクリックすることにより、締結されたものとみなします。

甲は、原規約に定める契約者としての地位を有しなければならないものとします。甲が契約者の地位を有しない場合又は契約者の地位を失った場合、この規約は効力を失うものとします。

### 共通条項

#### 第1章 総 則

##### （用語の定義）

第1条 この規約における用語の意義は、内容から他の意味であることが明白な場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）「Eメール」とは、サービスを経由して送信又は受信されるSMTPメッセージをいいます。
- （2）「通常の営業日」とは、乙の通常の営業日をいいます。
- （3）「ユーザ」とは、サービスを使用している人物、メールボックス又はマシンをいいます。
- （4）「ウイルス」とは、通常は（必ずではないが）別の何かを装い、通常は被害者にとっては望ましくない予期せぬことを引き起こし、他のコンピュータシステムを感染させるように設計された、自己複製要素を包含するプログラムコードをいいます。

##### （目 的）

第2条 乙は、甲に対し、非独占な丙のパートナーとしてサービスを提供し、これに対し、甲は、対価を支払うものとします。

2. サービスは、次の各号に定める各サービス機能から構成され、各サービス機能の詳細は、この規約に付属のサービス仕様書において定めるものとします。甲は、次の各号に定めるサービス機能のうち、共通

条項第4条[甲が利用するサービス機能の確定手続]所定の手続において、甲が利用するサービスとして定めたサービス機能を利用します。

- （1）アンチウイルス（AV）
- （2）アンチスパム（AS）
- （3）イメージ監視（IC）
- （4）コンテンツ監視（CC）

3. この規約の定めとサービス仕様書の定めが抵触する場合、サービス仕様書の定めが優先します。

##### （遂行責任者の選任）

第3条 サービスに係る甲の遂行責任者は、原規約に定める契約者としてします。

2. 甲から乙への連絡は、甲の遂行責任者が行うものとします。

##### （甲が利用するサービス機能の確定手続）

第4条 甲及び乙は、この規約の履行に際し、甲が利用するサービス機能の種類、期間、料金その他の条件を、次の各号所定の手続により、定めるものとします。

- （1）甲は、本件サイトの所定の画面において、サービスのうち利用を希望するサービス機能の申込みに必要な事項を入力し、乙に送信するものとします。
- （2）前号に基づき、甲が入力した情報を乙が受信した場合には、乙は、甲に対し、前号の申込みを受け付けた旨を電子メールにより送信します。

- (3) 乙は、第1号の申込み内容を確認し、乙所定の手続が完了した場合には、甲に対し、申込みを承諾した旨を電子メールにより送信します。当該承諾の電子メールを乙が送信した時点で、第1号に基づき甲が申込んだサービス機能の利用が確定したものとします。
- (4) 前号の承諾の電子メールが一定時間内に届かない場合、甲は、乙に対し、第1号に基づく甲の申込みを乙が承諾したか否かの問い合わせを行うものとします。なお、インターネット上の障害その他乙の責めに帰することができない事由により、第1号に定める申込みが乙に到着しなかった場合であっても、乙は当該責任を負わないものとします。

## 第2章 サービスの利用条件等

### (サービスの利用の準備)

- 第5条 甲に対するサービスの開始予定日の通常の営業日の5日以上前に、甲は、乙が甲に対して提供しよう要請したすべての技術情報及び関連情報を取得し、甲又はその他の当事者からの取得が必要な同意と併せて、乙の指定する方法で乙に速やかに引き渡すものとします。
2. サービスの開始に先立って、乙は、甲のシステムがサービスの提供を受けるために必要なサービス仕様書所定の条件を満たしているか確認することができ、乙は是正が必要な箇所を認めた場合には、甲に対し、当該箇所を是正するよう要請することができ、甲はこれに応ずるものとします。

### (サービスの利用に当たっての遵守事項)

- 第6条 甲は、サービスを適法な事業目的に限って使用するとともに、次の各号の定めに同意するものとします。
- (1) インターネットの使用に適用されるすべての関連法に準拠すること。
- (2) インターネット上で適宜公開され、インターネットの利用者の過半数が採用するプロトコル及び標準に従うこと。
2. 甲は、甲が送信したサービスを経由する情報、又は前項の定めへの違反を原因として第三者に対して生じた責任について、乙を補償するものとします。
3. 甲は、自らサービスを利用するものとし、第三者に対してサービスを再販、転貸又はサブライセンスしてはならず、また第三者にサービスを利用させてはならないものとします。

### (登録使用者)

- 第7条 甲は、サービスを受ける特定のEメールアドレスの一覧(以下「確認リスト」といいます。)を提出することに同意するものとします。ただし、確認

リストに記載するEメールアドレスの数(以下「登録使用者」といいます。)は、共通条項第4条[甲が利用するサービス機能の確定手続]所定の手続において定めたEメールアドレス数を超えてはならないものとします。甲は自らの責任で、サービスが利用可能になる前及びサービスが提供される期間中を通して確認リストを検証するものとします。甲は、確認リストに記載されていない、もしくは誤って記載されているEメールアドレスに対して送付されるEメールが、自動的に阻止されることを確認します。甲は、Eメールアドレスの誤り又は記載漏れから生じるEメールの不配信を理由として、何らの請求ができないことに同意するものとします。

2. 乙は、いずれかの時点で甲の実際の使用が登録使用者を超えたことを知った場合には、甲にその旨通知します。この場合、登録使用者数及びサービス料金その他必要な範囲で共通条項第4条[甲が利用するサービス機能の確定手続]所定の手続をとるものとします。
3. 登録使用者の増加は、ユーザについては25名単位で行い、メンバその他の請求可能単位(ドメインを含む)については数に制限がないものとします。
4. 甲の登録使用者の減少は、共通条項第22条[サービス機能の最低利用期間]所定の最低利用期間中にはすることができません。

### (甲のシステムのテスト及び修正措置等)

- 第8条 乙は、甲のシステムがサービスの提供を受けるために必要なサービス仕様書所定の条件違反していないか否か、時を問わずにテストする権利を有します。このテストの結果、甲のシステムが当該条件に違反していることが発見された場合には、乙は、甲に対し、その旨連絡するものとし、当該違反が解決されるまで、乙に対するサービスの全部又は一部を停止する権利を有します。
2. 乙は、前項の場合を含め甲が義務を果さない直接の結果として修正措置を講ずる必要が生じた場合には、乙は、甲に対して、当該措置に要した費用を請求することができ、甲はこれに応ずるものとします。
3. 乙は、世界中のどのハードウェアからでもサービスを提供することができ、サービスを提供するハードウェアを、いかなる時点でも別のものに移転することができるものとします。乙にサービスを供給する丙についても、同様に世界中のどのハードウェアからでもサービスを提供することができ、サービスを提供するハードウェアを、いかなる時点でも別のものに移転することができることを、甲は承認するものとします。
4. 乙はサービス及びサービスに関連して使用されるハードウェアの全部又は一部が、甲の単独の使用のためであるとの保証は行いません。

### (初期設定サービス)

第9条 サービスの利用に先立ち、甲は、メールアドレスの初期登録等のサービス（以下「初期設定サービス」といいます。）に関するサービス機能を利用しなければならないものとします。初期設定サービスに関する詳細は、サービス仕様書において定めるものとします。

2. 初期設定サービスに関するサービス機能には、初期設定サービス条項及び共通条項（ただし、その性質上、初期設定サービスに関するサービス機能に適用が困難な条項を除きます。）が適用されるものとします。なお、初期設定サービス条項と共通条項の定めが抵触した場合、初期設定サービス条項の定めが優先して適用されるものとします。

### (サポート・サービス)

第10条 甲のサービスの利用に際し、乙は、サービス仕様書に定めるサポート・サービスを提供するものとします。

2. 前項のサポート・サービスに当たり、甲は、乙に対し、乙が必要と認める情報の提供を要請することができ、甲はこれに応ずるものとします。

3. サービス機能として有償で提供する旨定められているサポート・サービスについては、乙は、甲が当該サポート・サービスに関するサービス機能を利用する旨確定した場合に限り提供するものとします。

### (秘密情報の取扱い)

第11条 甲は、サービスの内容を、この規約の期間中はもとよりその終了後も、甲の社内業務遂行上必要とする甲の役員又は従業員以外の者及び第三者に開示してはならないものとします。ただし、乙の文書による事前の同意を得た場合は、この限りではありません。

2. 甲及び乙は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。

(1) 秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（乙又は丙が下請契約する第三者を除きます。）に開示しないこと。

(2) この規約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。

(3) この規約の終了後又は相手方から求められた場合速やかに相手方に返却又は自らの責任で消却すること。（秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。）

3. 甲及び乙は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとします。

(1) 文書で開示する場合、「Confidential」等の秘

密である旨を表示して相手方に提供開示すること。

(2) 電子記録媒体で開示する場合、当該電子記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該電子記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同様とします。）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に開示すること。

(3) 電子メールで開示する場合、本文等に第1号に定める表示をし、相手方に開示すること。（電子メールにファイル等が添付されている場合、当該ファイル等についても同様とします。）

(4) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に、前各号に定めるいずれかの方法により相手方に開示すること。

4. 第2項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとします。

(1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報

(2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報

(3) 公知の情報

(4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(5) 権限ある官公署から開示を求められた情報

5. 第2項及び前項の定めに基づく甲及び乙の義務は、秘密情報を受領する原因となったサービス機能の終了後1年間が経過した時点で、当該秘密情報に関して、その効力を失うものとします。

### (Eメール及びその添付ファイルの取扱い)

第12条 前条[秘密情報の取扱い]のほか、乙は、サービスに関して甲に送付され、又は甲から受領するEメール又はその添付ファイルは秘密であることを認識し、確認します。サービスの通常提供において、乙はサービスを提供する目的で、Eメール又はその添付ファイルを、電子的方法以外の方法でアクセス、閲覧もしくはコピーしないものとします。ただし、次の目的に限り、乙はかかるEメール又はその添付ファイルの、ウイルス関連のコンテンツを利用する権利を有します。

(1) サービスの履行及び完全性の維持、改善のため。

(2) 裁判所の命令及びすべての規制上、法律上、契約上の要求のため。

2. 乙は前項ただし書の権利の行使において、ウイルス関連コンテンツの情報の秘密を保持するための、あらゆる合理的な努力をするものとします。

3. 乙は、丙に対して、第1項ただし書所定の権利を許諾することができ、甲はこれを承認するものとします。

#### (サービスの回復及び再開時の措置)

第13条 サービスの全部又は一部が停止し、乙が甲に対し、その再開のために必要な協力を求めた場合、甲は速やかにこれに応ずるものとします。

### 第3章 料金及び支払方法

#### (サービス料金等)

第14条 サービスのサービス料金並びに消費税及び地方消費税（以下「サービス料金等」といいます。）は、共通条項第4条[甲が利用するサービス機能の確定手続]所定の手続において定めたサービス機能の料金合計額とします。

2. 甲は、乙に対し、暦の月ごとにサービス料金等を支払うものとします。
3. 暦の月の途中でサービス機能の料金を変更された場合には、これに伴うサービス料金等の変更は、翌月1日から効力を有するものとします。
4. 共通条項第22条[サービス機能の最低利用期間]に定める最低利用期間が経過するまで、甲及び乙は、サービスの提供開始時点のサービス料金等の金額以下となる料金の変更を行わないことに合意します。

#### (サービス料金等の支払方法)

第15条 乙は、甲に対し、当月のサービス料金等を当月所定の期日までに請求するものとします。

2. 甲は、原規約に定める方法により前項に定めるサービス料金等を支払うものとします。

#### (サービス料金の変更)

第16条 経済情勢、公租公課等の変動によりサービス機能の料金が不相当となり変更の必要が生じたときは、共通条項第33条[この規約の変更]に従い、当該料金を変更することができるものとします。サービス機能の料金が月の途中で変更された場合、変更された当該料金は、翌月1日から効力を有するものとします。

2. 前項に基づき、サービス機能の料金を変更された場合、変更後の当該料金に従い、サービス料金等も変更するものとします。
3. 登録使用者が増加又は減少した場合であって乙が必要と認めた場合には、次の各号の定めに従って、サービス料金等を変更するものとし、具体的な条件については共通条項第4条[甲が利用するサービス機能の確定手続]所定の手続において定めるものとします。

- (1) 登録使用者が増加又は減少した場合、増加又は減少した登録使用者にあわせサービス料金等

を変更します。

- (2) 登録使用者が増加したことに伴い、サービス料金等を変更する場合、乙が、共通条項第22条[サービス機能の最低利用期間]所定の最低利用期間について新たに1年を約束することを条件とします。かかる最低利用期間が約束されない場合には、現行の1ユーザあたり1か月料金が引き続き適用されるものとします。

4. 共通条項第7条 [登録使用者]に定めるとおり、甲は、共通条項第22条[サービス機能の最低利用期間]所定の最低利用期間中には、登録使用者を減少させることはできないものとします。

### 第4章 責任の制限

#### (乙の保証)

第17条 乙はすべての合理的な技能と注意をもって、この規約に記載するサービスを提供するものとします。

2. 法律で許容される範囲において、前項は、商品性、品質の充足度、合理的な技能と注意、特定目的への適合性の保証を含む、その他一切の明示及び黙示の保証その他の条件に取って代わり、かかる保証等を除外するものとします。

#### (保守等によるサービスの一時停止)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、1週間前までに甲の遂行責任者に文書又は電子メールによって通知することにより、サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急かつやむを得ないと乙が判断した場合は、事前に甲に通知することなく、サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。

- (1) サービスの提供に必要な設備等に対し保守、工事、障害の対策等の実施が必要となるとき。
- (2) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき。
- (3) その他乙が必要と認めたとき。

2. 前項に基づき、サービスを停止したことにより、甲が被った損害について乙は賠償の責任を負いません。

#### (不可抗力)

第19条 この規約に基づく支払い義務を除き、この規約上の各当事者の義務は、当該当事者が合理的に支配できない事由により準拠できない期間中及びその影響が及ぼされる限りは停止するものとします。かかる事由には、ストライキ、工場閉鎖、労働紛争、天災、戦争、暴動、騒乱、悪意的破損、法律又は政府による命令・規則・規制・指導への準拠、事故、電力の喪失、電話・インターネット・広域ネットワ

ーク・その他類似の通信基盤の喪失、火事、洪水、嵐、物品又は原材料の入手難が含まれます。

2. いずれかの当事者が前項の事由を受けた場合には、当該当事者は相手方に、義務の停止の日付と程度を合理的に可能な限り直ちに通知するものとします。上記のとおり義務が停止された当事者は、妨害事由が除去されれば、合理的に可能な限り直ちにかかる義務の履行を再開するものとします。かかる事由が30日以上継続する場合には、いずれの当事者も、この規約を直ちに解除することができます。

#### (責任の範囲)

- 第20条 常に第3項を条件に、乙が甲に関して有する責任（かかる責任が過失、不法行為、契約違反、法定義務違反、不正表示、その他いかなる理由で発生したかにかかわらず）の上限は、かかる責任を生じる事象の直前の6か月間に甲に提供されたサービスに対し、甲が乙に支払った実際の金額に制限されるものとする。かかる制限は、各事象あるいは一連の関連事象に適用されるものとします。
2. 常に前項及び次項を条件に、甲の事象ごとあるいは一連の関連事象ごとの責任の合計（かかる責任が過失、不法行為、契約違反、法定義務違反、不正表示、その他いかなる理由で発生したかにかかわらず）は、かかる責任を生じる事象の直前の12か月間に提供されたサービスに対し、甲が乙に支払った金額の120%に制限されるものとします。
3. 乙は、利益の喪失、売上の損失、評判の損傷、契約の喪失、顧客の喪失、ソフトウェア又はデータの損失又は使用の喪失、コンピュータ又はその他の機器もしくは装置の使用の喪失、要員に関する管理その他の時間の浪費、他の契約に関する損失又は責任、間接的損害、派生的損害、第三者によるネットワークアクセスに直接又は間接に起因する損失、又は特別損害に対し、この規約又はサービス機能若しくはその主題事項（かかる責任が過失、不法行為、契約違反、法定義務違反、不正表示、その他いかなる理由で発生したかにかかわらず）に関していかなる責任も受け入れないものとします。本項における、「損失」という用語は、完全又は全体的な損失と同時に、部分的な損失又は価値の低減を含みます。
4. 本条を含め、この規約の他の条項の定めにかかわらず、この規約に係るサービスレベルアグリーメントに関して乙が負担する責任は、当該サービスレベルアグリーメントに記載されるものに限られるものとします。

### 第5章 契約期間及び契約の終了

#### (契約期間)

- 第21条 この規約の有効期間は、この規約締結日から1年間とします。ただし、当該期間満了日の4か

月前までに、甲乙いずれからも文書による異議の申出がない場合は、更に1年間同一の条件で更新されるものとし、その後も同様とします。

2. この規約が終了した時点で利用が確定しているサービス機能がある場合、この規約は当該サービス機能の利用期間が終了するまで存続するものとします。

#### (サービス機能の最低利用期間)

- 第22条 甲が利用するサービス機能の最低利用期間は、各サービス機能ごとに、共通条項第4条[甲が利用するサービス機能の確定手続]所定の手続において定めるものとします。ただし、最低利用期間満了日の2か月前までに、甲乙いずれからも文書による異議の申出がない場合は、更に1年間同一の条件で更新されるものとし、その後の更新も同様とします。
2. 共通条項第4条[甲が利用するサービス機能の確定手続]所定の手続において最低利用期間を特に定めない場合、サービス機能の利用開始日から1年間を最低利用期間とします。

#### (最低利用期間中のサービス機能の解約)

- 第23条 甲が最低利用期間中にあるサービス機能の全部又は一部の解約を希望する場合、乙と協議を行うものとします。
2. 前項の協議の結果、当該サービス機能を解約することとなった場合は、甲は、解約予定日の1か月前までに当該サービス機能に係る最低利用期間の残存期間分の料金を一括して乙に支払わなければならないものとします。

#### (最低利用期間後のサービス機能の解約)

- 第24条 最低利用期間が満了すれば、甲は、乙所定の解約届に記入して60日前に書面で通知することにより、サービス機能を解除することができるものとします。ただし、他の形式の通知は受け付けられないものとします。かかる通知は、解除の理由が明確に記載されるものとし、記入された解約届を乙が受領した日から効力を生じるものとします。甲は、かかる通知が正式に受領される（不合理に保留されることはないものとします。）までは、当該サービス機能に関して乙にサービス料金等を支払う継続的義務から解放されないものとします。

#### (この規約の解除)

- 第25条 甲が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、乙は、甲に対し何ら通知又は催告することなく、甲のサービスの利用を停止することができ、この規約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産宣告、整理あるいは更生等の申立を受けたとき。
- (2) 自ら破産宣告、整理、更生等の申立てをした

とき、又は清算に入ったとき。

- (3) 支払を停止したとき。
  - (4) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
  - (5) 債務の履行猶予の申出を行い、あるいは債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
  - (6) この規約に違反したとき。
  - (7) その他社会的に信用状態が著しく悪化したとき。
  - (8) 届出内容に虚偽の内容があったとき。
  - (9) クレジットカード会社、立替代行業者等により甲の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止させられたとき。
2. 甲が第1項各号のいずれかに該当する場合、乙が甲に対し、債権を有し一方で債務を負担している場合には、甲の債務の弁済期にかかわらず、乙は当該債権と債務を対当額で相殺することができるものとします。
  3. 丙が乙に対するサービスの供給を中止した場合、乙は、この規約及びサービス機能を解除することができます。
  4. 不可抗力事由が発生した場合には、いずれの当事者も共通条項第19条[不可抗力]に従い、この規約又はサービス機能を直ちに解除することができます。

#### (契約終了時の措置)

- 第26条 この規約に基づく甲のすべての権利は、この規約の終了日において終了するものとします。この規約の終了は、この規約終了日に発生するいかなる権利又は責任にも不利益を与えないものとします。
2. この規約の終了時には以下の効果が生じます。
    - (1) 乙は、甲へのサービスの提供を中止する権利を有するものとします。
    - (2) 甲は、すべての文書を速やかに乙に返却するか、乙が書面で指示する方法で処分するものとします。かかる文書には、サンプル、技術パンフレット、カタログ、宣伝資料、サービス仕様書、及び甲に送付され、あるいは甲が作成した、乙の事業に関連するその他の資料、文書、書類（両当事者間の通常の通信を除きます。）で、甲が所有又は管理しているものが含まれます。
    - (3) この規約の終了時に未払いの本件サービス料金等その他の料金がある場合、甲は、直ちに当該料金等を支払うものとします。
    - (4) 甲のすべてのサービス料金及び初期設定費用その他の費用の支払期日が到来します。

## 第6章 一般条項

#### (譲 渡)

- 第27条 甲は、この規約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し若しくはその他の処分をし、又は債務の全部若しくは一部を第三者に履行させてはならないものとします。
3. 乙又は丙は、この規約の全部又は一部を第三者に下請契約することができるものとします。

#### (知的財産権)

- 第28条 サービス及びサービスに関連して使用されるハードウェア又はソフトウェアに関する知的財産権は、現在も将来のいかなる時点でも、乙又は丙若しくはそのライセンサーの財産であるものとします。

#### (第三者の知的財産権に関する紛争処理)

- 第29条 サービスが第三者の権利を侵害する場合には、乙は、第三者からのかかる侵害の請求に対して防御もしくは解決、又はその両方を行うものとします。ただし、甲は常に、かかる請求について乙に速やかに書面で通知し、乙に当該訴訟又は手続を単独で統制させ、当該訴訟又は手続の解決もしくは防御、又はその両方のために乙が合理的に要求する支援を（乙の費用負担で）行います。費用及び損害金の付与は乙に帰属するものとします。かかる侵害が発生した場合には、乙は次のいずれかを選択するものとします。

- (1) 甲のために、サービスを継続して再販する権利を獲得します。
- (2) 乙が認識する限り第三者の知的財産権を侵害しない方法で、サービスを利用可能にします。
- (3) 甲に書面で通知した上でこの規約を直ちに解除します。

2. 前項に定める保証は、以下を原因とする侵害には適用しないものとします。

- (1) この規約上認められる使用に準拠しない甲によるサービスの使用。
- (2) 甲の要望により乙が実施したサービスの修正又は変更。
- (3) 乙の事前の書面による同意を得ずに甲が行った、サービスと第三者の製品・サービスとの統合又はサービスの修正。

3. 乙又は丙が必要と認める場合、乙に代わって丙が第1項に定める第三者からの請求に対する防御等を行うことを甲は承諾するものとします。

#### (データ保護及び調査権に関する規制)

- 第30条 甲は、データ保護及び個人情報保護法令に関する自己の責任を確実に認識するとともに、自己の従業員に当該責任を認識させるための、あらゆる必要措置をとるものとします。また、乙及び丙はサービスが処理するEメールの内容に対して支配力又は影響力を持たないため、甲は、かかる内容に関し、

政府機関等を含む第三者からのいかなる請求についても、自己の責任において処理するものとします。

2. 甲は、サービスの対象となる甲のシステムを経由して送信される通信が傍受される場合があることを確認します。

#### (輸出等の処置)

第31条 甲は、サービスの全部若しくは一部を単独で又は他の製品と組み合わせ若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に、次の各号に該当する取扱いをする場合には、乙の文書による事前の同意を得るものとします。

- (1) 輸出するとき
- (2) 海外に持ち出すとき
- (3) 非居住者に提供し、又は使用させるとき

2. 甲は、乙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合は、「外国為替及び外国貿易法」の規制並びに米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。
3. 甲が、乙の承諾を受けて、第三者に、サービスを利用させる場合、甲は、当該第三者に対し、前2項の定めを遵守させるものとします。

#### (通知)

- 第32条 乙から甲への通知は、原規約又はこの規約に特段の定めのない限り、通知内容を原規約に定める契約者宛に電子メールを送信することにより行います。
2. 前項の定めに基づき、乙から甲への通知を電子メールの送信により行う場合には、甲に対する当該通知は、電子メールの送信がなされた時点から効力を生じるものとします。

#### (この規約の変更)

- 第33条 この規約を変更する場合、乙は、変更日の1か月前までに、前条に定める方法で甲に通知するものとします。
2. 甲がこの規約の変更を承諾できない場合、甲は、前項の通知後10日以内に文書で申し出るにより、この規約を解約できるものとします。この場合、共通条項第23条[最低利用期間中のサービス機能の解約]の定めは適用しないものとします。
  3. 前項の申出がない場合、甲がこの規約の変更に同意したものとみなします。

#### (存続条項)

第34条 この規約の終了後も、共通条項第6条[サービスの利用に当たっての遵守事項]、同第12条[Eメール及びその添付ファイルの取扱い]、同第18条[保守等によるサービスの一時停止]第2項、同第20条[責任の範囲]、同第26条[契約終了時の措置]、同第29条[第三者の知的財産権に関する紛争処理]、

同第35条[準拠法及び裁判管轄]の規定は、有効に存続するものとします。

#### (準拠法及び裁判管轄)

第35条 この規約は日本法に準拠し、同法に従って解釈するものとします。この規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとします。

#### (協議)

第36条 この規約の履行について疑義を生じた事項及びこの規約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

## 初期設定サービス条項

#### (初期設定サービスの範囲)

- 第1条 乙は、初期設定サービスに関するサービス機能を、当該サービス機能に係るサービス仕様書の定めに従い、甲に提供します。
2. サービス開始後に、ドメイン又はIPアドレスが追加された場合にも、乙は、当該追加のために行う作業を初期設定サービスに関するサービス機能とみなし、甲に乙所定の費用をもって提供します。

#### (責任の範囲)

- 第2条 乙は、初期設定サービスに関するサービス機能を善良なる管理者の注意をもって甲に提供するものとします。
2. 乙は、初期設定サービスに関するサービス機能において、初期設定サービスの対象となるシステム、甲の業務などの完成、稼働などを保証するものではありません。

#### (初期設定サービスの完了日)

第3条 初期設定サービスに関するサービス機能の提供完了日は、共通条項第4条[甲が利用するサービス機能の確定手続]所定の手続において定めるものとします。

#### (初期設定サービスの完了確認)

- 第4条 乙は、初期設定サービスに関するサービス機能の提供完了後速やかに、当該提供完了した初期設定サービスに関するサービス機能の成果について、乙所定の「業務完了報告書」を作成し、甲に提出するものとします。
2. 甲は、前項の「業務完了報告書」の受領後10日以内に、乙所定の「業務完了確認書」に記名押印の上、初期設定サービスに関するサービス機能の提供完了の確認を証するものとして、乙に交付するものとします。
  3. 前項の定めに従い、甲が乙に「業務完了確認書」

を交付した時に、甲の確認が完了したものとします。  
ただし、甲の「業務完了報告書」の受領後10日以内に、甲の乙に対する文書による異議の申出がない場合は、「業務完了確認書」の交付がなくとも、当該期間の満了時に確認が完了したものとします。

サービス料金並びに消費税及び地方消費税（以下「初期設定サービス料金等」といいます。）は、共通条項第4条[甲が利用するサービス機能の確定手続]所定の手続において定めた金額とします。

以 上

**（初期設定サービス料金等の支払）**

第5条 初期設定サービスに関するサービス機能のサ

制定日：2011年09月22日